

【申出に当たってのチェックリスト】

※以下のものも本人確認書類として使用できます。

・印鑑登録証明書 ・資格確認書 ・介護保険の被保険者証 ・健康保険日雇特例被保険者手帳 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当受給証明書 ・母子健康手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・旅券 ・乗員手帳 ・住民基本台帳カード ・在留証明書等

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

（電子申出（マイナポータル等）の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。）

【必ずご提出いただく資料】

□ 以下のいずれか一つ（申出者の本人確認書類）

：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など

□ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）

※ 原則として、発行から3か月以内の戸籍謄本を添付してください

※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください

※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます

※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可

※ 以下、戸籍謄本の提出を要さない場合があります

・ 電子申出（マイナポータル等）において存否確認等ができる場合であって、追加給付の対象期間において継続して単身世帯であった場合

・ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合

□ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し

※ 原則として、発行から3か月以内の住民票を添付してください

※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可

※ 以下、住民票の提出を要さない場合があります

・ 電子申出（マイナポータル等）において存否確認等ができる場合であって、追加給付の対象期間において継続して単身世帯であった場合

・ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合

□ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し

□ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

現在、荒川区以外の自治体で生活保護を受給中の方は、担当の福祉事務所から発行された『保護受給証明書』を添付することで、申し出することができます。

荒川区の窓口で直接申し出をされる場合は、「申出者の本人確認書類」により本人確認を行いますので、戸籍謄本や住民票を提出していただく必要はありません。

【必要に応じて提出いただく資料】

□ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料

□ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記をチェックの上、申出をお願いいたします。

□ 申出者が保護受給当時の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか

□ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか（当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります）

□ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか

□ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか

□ 連絡先が記載されているか